

浦賀レンガドック周辺区域活用調査委託 質問と回答

	該当資料	ページ	該当項目	質問	回答
1	仕様書	1 ページ	2	寄附予定地は、行政財産となるか、または普通財産となるか。	行政財産です。
2	仕様書	1 ページ	4 - (1) - ア	『(仮称)レンガドック活用センター』の運営は市の直営か、または委託や指定管理者による運営か。	現在は市の直営と考えております。
3	仕様書	1 ページ	4 - (1) - ※	隣接する海域の利用状況や制約条件等はあるか。	東西を往復する「浦賀の渡し船」が付近で運航をしております。また、西浦賀1丁目には本市ふ頭用地があり、航路の設定がされている海域もあります。隣接する海域を使用する場合には、法令等に準じた手続き、漁業関係者や既存の海面使用者等との調整等が想定されます。
4	仕様書	2 ページ	4 - (1) - イ	浦賀レンガドックの大きさが「長さ180.3m、幅25.7m、深さ10.9m」最上部の内法寸法と考えてよろしいか。	はい、結構です。ただし、過去の資料に基づくものであり、多少の誤差があることはご理解ください。
5	仕様書	2 ページ	4 - (2) - ②	「レンガドックの有形文化財（建造物）登録の有無についても検討に含めること」に関し、関連するこれまでの調査・検討資料（文化財としての価値、健全度調査、維持管理費用等）はあるか。また、提供してもらえるか。	健全度等の調査はしておらず、維持管理等に関する費用の算出はできておりませんので資料はございません。文化財としての価値は文化庁との協議の中で確認しており、国の重要文化財登録の可能性については現在協議中です。本調査委託では、文化財登録の有無、さらにはレンガドックの維持管理等の費用を想定した上で有効な活用手段の検討をしていただくものとなります。

浦賀レンガドック周辺区域活用調査委託 質問と回答

	該当資料	ページ	該当項目	質問	回答
6	仕様書	2 ページ	4 - (2) - ②	「レンガドックの有形文化財（建造物）登録の有無についても検討に含めること」について、「有形文化財（建造物）登録」に限定せず、「指定（登録ではなく）」や「史跡（建造物ではなく）」などの可能性も含めた検討としてよいか。	はい、結構です。
7	実施要領	1 ページ	1 - (2)	『この浦賀レンガドックを保存活用するとともにその周辺区域…』と記載があるが、周辺区域とはどの程度の範囲を想定していか。	周辺区域とは、今回寄附を受ける土地(仕様書4(1))のことを指しております。
8	実施要領	1 ページ	1 - (2)	「集客効果の高い業種や業態の選定及び進出が期待できる企業へのヒアリング」と記載されているが、ここでいう「進出」は、事業の誘致や民間施設の出店と理解すればよいか、または、企業の誘致と理解すればよいか。	どちらでも結構です。
9	実施要領	1 ページ	2 - (2)	「観光・集客拠点等」について、実績として認められるものの定義はあるか。	定義はありませんが、常設で人を呼ぶような施設と考えてください。
10	実施要領	1 ページ	2 - (2)	企業・事業所誘致だけでなく、PPP（公有地活用事業）における民間事業や民間施設の誘致は実績として認められるか。	認めます。
11	実施要領	1 ページ	2 - (2)	「観光・集客拠点等」とは、公設の施設（公共の費用負担により設置する施設）も対象になるか。	対象とします。
12	実施要領	1 ページ	2 - (2)	業務実績は、参加表明書時点で工期が完了していることが必要でしょうか。令和2年度末までに完了予定の業務は実績に含めることは可能か。	可能です。

浦賀レンガドック周辺区域活用調査委託 質問と回答

	該当資料	ページ	該当項目	質問	回答
13	実施要領	2 ページ	5 - (1)	参加申込書の提出において添付する参加者資格で求められる業務実績を証明する書類は、該当する実績1件を添付すればよいか、または、様式5 業務経歴書に記載する全ての業務実績について必要か。	実施要領2 - (2)に基づく業務実績に該当するもので、業務経歴書に記載された場合は、そのすべてをご提出いただきます。ただし、参加申込書等ご提出時は、記載された中の1件のご提出で結構です。企画提案書等ご提出時はすべてをご提出ください。
14	実施要領	3 ページ	5 - (2) - ①	企画提案書等の提出は、電子メールによる提出でよろしいか。また、電子メールによる提出の場合、提案書に押印の必要はあるか。ファイルサイズの上限、ストレージサーバを経由したデータの受け渡しは可能か。	電子メールでのご提出をお願いいたします。押印の有無は問いません。ファイル上限はありませんが、本市のメール受信容量の関係でメール添付でのご送付ができない可能性があります。その場合は大容量データ転送サービスを使用してお提出ください。ただし、市のシステム上、使用できないものがございますので事前にご相談ください。
15	提案書 (様式4)	-	-	継続紙を含めて上限2枚までか。	上限はありません。2枚目以降は継続紙をご使用ください。
16	提案書 (様式4)	-	-	横書きで使用してもよいか。	横書きでも結構です。
17	その他	—	—	「浦賀港周辺地区再整備計画」と、本業務との関係性はあるか。	当該計画は平成30年3月31日に廃止されており、関連はありません。
18	その他	—	—	現在、浦賀レンガドックを利用してイベントや集客等を行っている場合はその内容等の開示や閲覧することは可能か。	これまで、「レンガドック活用イベント実行委員会」が浦賀レンガドックを活用したイベントを行ってきました。同実行委員会が同地で実施したイベントについては、3月26日(金)に本調査委託プロポーザルホームページ内に掲載いたします。

浦賀レンガドック周辺区域活用調査委託 質問と回答

	該当資料	ページ	該当項目	質問	回答
19	その他	—	—	敷地内を通過する住友重機械工業関係者等のトラック等の通過ルート、時間帯やトラックの重量などのデータを開示、または閲覧することは可能か。	データの提供は受けておらず、本市から開示できるものではありません。
20	その他	—	—	敷地内にある桜の木の現在の管理者と寄附後の管理者、樹齢や桜の木の種類は。	現在は住友重機械工業様です。寄附後は横須賀市となる予定です。樹齢等の資料はありません。
21	その他	—	—	当該地区の今後の活用を、既に民間事業者等に意見等を聞いている場合、当該民間事業者の業種等を教えてください。	プロポーザルに影響する可能性があるため、お答えできかねます。

- ・質問内容は簡略化しております。
- ・質問時点の表現をできる限り生かしております。